

商工委員会議録第四十一号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

理事小笠

同月十六日

委員福井順一君及び阿部五郎君辞任につき、その補欠として菅野和太郎君及び田中利勝君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
請願審査小委員会設置に関する件
輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)

○福田委員長 これより会議を開きます。
この際請願審査小委員会設置の件についてお諮りいたします。ただいままでに本委員会に付託せられた請願は、合計五百五十六件あります。これらの請願の審査のため、小委員七名よりなる請願審査小委員会を設置することとし、なお今後本委員会に付託されるものがありますれば、これらもあわせてこの小委員会の審査に付することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって請願審査小委員会を設置することに決しました。
なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。○福田委員長 御異議なしと認めます。

それでは

小笠 公昭君 鹿野 彦吉君
小笠 久雄君 笹本 一雄君
西村 直巳君 加藤 清二君
松平 忠久君
を小委員に、小笠久雄君を小委員長に、それぞれ指名いたします。

○福田委員長 輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑に入ります。通告がありますので、順次これを許します。佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 輸出入取引法の一部を改正する法律案に関連いたしました。私は、私は通産行政の、特に貿易の点について通産大臣にお尋ねしたいと思うのであります。

今度の輸出入取引法の一部改正とも関連いたしました。通商局内部のあり方でございまして、私はこまかいいろいろな材料を持っておりますが、これはむしろ商工委員会でやることよりも、決算委員会等でやる必要だろ

う、かように考えますから、こまかいことについては触れませんが、まず大まかに、一体通商局のあり方というものが、この委員会におきましても外貨予算の問題については、特にこまかい資料を出していただきたい、こういうことを要求いたしておるのであります。出された資料は、大まかなものではあります。しかし、小さいものには、御承知のように莫大なのでございまして、しかもこの委員会において

は、どのようなものが輸出入されているかということ、やはり各委員が頭の中に入れられてこそ、外貨予算の全般に對して基礎知識が作られるのであります。予算がきまり、それを今度行政的に扱うのは、いわゆる通商局の人々が主として扱われるわけであります。しかしながら、通産局の中は、一口に言えば素人切切っている。腐敗し切っている。特定の業者と飲み食いし、その下を渡した者に対しては、特定の仕事を、どのような理屈をつけても結びつけ、それができない者は、何回足を運んでも、書類がキャンセルされてしまふ。理由が立つておつても、そういう例がある。そういうことに對しまして、一体通商局の内部ではどのような行政を行われておるか。ことに人事に對してまで大臣はどのような注意を払われておるか、この際にお伺いしておきたいと思つてあります。

○水田國務大臣 私はこの為替管理が行われて、外貨の割当制度というものが行われる限りは、どうしてもそういう問題が起ります。官庁でありますだけに、特にその点は注意いたしております。やばり第一には政策の線を貫く、こういう問題に對してはこういう方針をとるべきだという大筋の政策の線を貫いて、それを変更しなければならぬという個々の問題については、これは事務局は十分検討して、納得のいく、またはわれわれまでもその説明を聞いて善処するというようなことを最初からやっております。そういう特

定業者に特に利益するというような行政だけは、あそこは特に外貨の割当というものを持っております官庁だけに、氣をつけて、就任以来の問題は、やかましく局長とも相談してやっておりますので、そう今いろいろ御指摘のような問題が部内にあるとは、私自身は今思っておりません。

○佐竹(新)委員 それは通産大臣は一応大まかなリクをきめられて、それから下からずつと判を押してやるなれば、それであなたが最後の決裁をされるのでありますから、あなたはそういうことには對してはなかなか監督というものは十分にできないでしょう。また御就任になって日も浅いことではあります。しかし、政調会長をやっておられて、一体通産省の通産行政の中で、特に輸出入の貿易関係に關係する通商局というもののあり方については、どんなものであるかということ、大臣は相当長い経歴を持ってやっておられるのでありますから、おわかりであらうと思つてあります。しかし、私はさつきも申し上げましたように、そういうこまかいところまで触れようとは思いませんが、事實は事實といたしまして、そういう行政が行われておるのであります。これを思い切つて改革しなければ、きのうもわれわれの方に、ああいったような通商事務、輸出入取引の關係に對して陳情がございましたが、そのこととくが、そういう通産省の内部のいろいろなあつてきが業者間に反映して、業者間でもめている、こ

う

いうことになるわけであります。従いまして、今大臣がお答えになりましたことにおいては、それは大臣はそういう一つの方針を持っておられるのでありましょう。しかし、事實はなかなかそう参つておられないのであります。そこで私は、通産省の中で輸出入貿易のことに關していろいろあるけれども、今度は人事異動をされるようにうわさに聞いておりますが、少くとも輸入一、二におりますところの、直接そういう事務に携わる者は、一応交代させるべきじゃないか。人事の入れかえをされる意思はないか、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 行政が適当に運営されてないということがございすれば、当然人事の問題も考えますが、あそこは必ずしも役所でございますので、私も就任後いろいろ氣をつけておりますが、實際におきまして、賛成者があれば反対者がある。反対の人がいろいろ理屈をくつつけて陳情にくる。どうしてもこれをやれという方は、やれるという理屈をつけて陳情にくる。どんな問題でも、問題なくすらすらと進むというものはほとんどないような状態でございます。少しでも問題のあるようなものは、一係だけの勝手な行政はできなくて、次長、局長、次官、大臣までが相談する。どつち理屈があるか、この際こういう措置をとる方が、最も業者間に公平である、だからその方針で、二工合が悪い人があつてもこの方針を貫こうというように、ずいぶんその問題では慎重に、勝手にやらぬで、およそ陳情者がたくさんあつて、反対、賛成の分かれていような問題は慎重にやるように最近

はやつておりまして、そのために未決の問題が非常に多くて弱つておりますが、大い筋を通して最後は片づけるという方向でやつておりますので、世間でそういうふうに行われがちの役所ですが、その割にそういうことは實際にはないように、私自身は思つております。

○佐竹(新)委員 それは大臣が今言われるように、商売人の利害を扱うところでありまして、これは敵も味方も、それから自分の思うようにいかなかつた者はいろいろな人を通して反対の苦情も述べるでしょう。そのことはわれわれは取捨選択いたしましてよくわかつております。しかしながらあそこの中で長年行政をやらしておると、何といひまして人間ですから、くされ縁がつく。このくされ縁がつかますと、一ぺん毒杯を飲まされるとそれが二へんとなり三へんとなり、あるいは事と次第によつたら代議士の人も行つて頼まれるというようなことも、これはある。この商工委員会にはそういうことはないでしようが、私はよく知つておる。そうすると国会で問題になつたというこゝろになりやすい。だから私は言う。私はすべてを知つております。だから長くあそこに置いておくということは、それは行政に詳しくなり、事情に詳しくなつて、ああいう役所だから、ことに貿易に關することだから、そういうことで長く置くと、長く置いておけばおぼろげ、そのことが情実に流れやすくもなつてくる。今言つたように、一ぺん毒杯を、たとい一晚の座敷でも行つて飲まされれば、その人とは惡意になる。酒を飲めば帯びも解く。役所の人間だから必ずしも飲んで

いかぬと言ふのではないが、しかしそういうことになつてみますると、どうしても誘惑されがちになる。だからいろいろ問題が起る。そういうことをやろうとするものはいろいろな理屈をつけ、また行政上においても最後にはこう見て判断をされるというけれども、理屈のつくような書類はどちらも出すわけなんです。だから、あそこは長い間置いておくといふのはいいない。これは情実のつかない間に、いかげんになつたら、下の方の人は書類では相当なれておるのですから、私は役所の中からも聞いておる、だから少くとも上の方の重要な人は、もういかげんになつたらやめさせる、交代させるという考えを、今度の人事の入れかえに持たれる御意思があるかないかというこゝろをお伺ひします。

○水田國務大臣 大体従来は、一年から一年半一職に置くといふのが慣例であつたのでございすが、あるいは最近長くなつてゐる人があると思ひます。そういう点、十分氣をつけて、今後異動するといふときには考へることになります。

○佐竹(新)委員 いま一つお尋ねしたいのは、今日いろいろ割当がありまして、輸出入の行政を行なつておるのでありますが、特に私はこの点を一つ聞いておきたいのでありますが、無為替の輸入については大臣はどういうお考へを持っておりますか。

○松尾(泰)政府委員 かわりましてお答え申し上げます。無為替につきましては、一言に申し上げます、原則といたしましては、禁止の建前をとつております。やむを得ず、たとえば従來の例で申しますと、こちらにおります外人が

本店から自動車を送つてきたような場合、あるいは携帯貨物で自動車を持つてきた場合、こういうふうな場合には一定の基準を設けて許可しておつた例はあるのでありますが、それもまたその制度を乱用するような者が出て参りましたので、たしか二月の末だつたと思ひますが、ほとんど全面的な禁止の措置をとつたのであります。その他、たとえば通常の貿易に伴います部品の入れかえとか、あるいは一たん輸出したものがキャンセルで送り返してきたとかいふような、やむを得ない無為替はもちろんございすが、これは通常の取引としての無為替ではございせんので、そういうものはもちろん許可はいたしておりますが、いわゆる取引形態としての無為替は原則として禁止をしております。

○佐竹(新)委員 これは昨年ですが、まだ石橋通産大臣のときに、私も本会議で質問をいたしましたときに、今あなたのお答えになりましたやうな無為替輸入に対しては嚴重に原則的にやらぬ方針である、こういうことが言われておつたのであります。また通産省はその方針をとつてきておいでになつておりますことも知つております。しかるに昨年、大阪の華商、いわゆる中国人が中国の學校を作るという目的で無為替輸入を許しておる。その無為替輸入はバナナを入れることを許しておる。価格も相当な価格で、こまかいことは知りませんが、二億何千万円といわれておる。この無為替輸入が許されました根拠はどういうところにあるのか。

○松尾(泰)政府委員 はなはだ申しわけありませんが、正確にはちよつと記憶してないのでありますが、私昨年アメリカから帰りまして通商局長を拝命しまして後、そういう話を伺つて、あるいは申請も出たのでありまして、もつともその申請はだいいぶん前からあつたやうでございすが、これは中国人のこちらに在留いたしております子弟の學校を建設したいといふことであります。その學校の建設資金に充てるというのが目的であつたのであります。それは過去におきましてそういう寺院を建てる、あるいは教會を建てるといふやうなことで無為替輸入が行われたが、實際は教會が半分、あるいはお寺が半分、あとはやむやになつたといふやうなケースも数年前にはありましたので、非常に慎重に審議しまして、中国大使館からもほんとうに中國政府が寄贈するものであるといふやうな書面もたしか参つておつたと思ふのであります。従いましていわれる擬裝の無為替ではないので、ほんとうに無為替の輸入をして、その販売金をもつて學校の建築費に充てるとかいうやうなことでありまして、裏面においてそういうやみ操作等が行われるといふこともないといふやうなことは明確になりましたので、そのケースだけを一件許可したやうに記憶しております。(同じ場合は許すのか)と呼ぶ者あり)同じ場合は今までのところは起つてはおりません。また起つて参りましたときには、その裏面の事情を十分考慮しまして研究したい、こう思つております。

○佐竹(新)委員 それは松尾通商局長はアメリカから帰りになつてからまだ日も浅いので、内部の事情をよく知られません。私は内部の事情をよく知

知っている。一応表向きは、書類の形式はどのようにして通っておりましよう。しかしこれはもちろんバナナにおいては、わが国に輸入したときには、その差益金を取る。これは昨年臨時措置法を作りましたが、それによつて取る。しかしながら実際に置きましては、国内にバナナを持ち込めば相当もうかる。一応中国人の学校を作るといふことに表向きはなっておりますが、これにおいて莫大な利益を得ようとする者がある。だからその書類を整えては、すつと通るよう書類を整えていくにすぎない。内容は非常に政治的な問題も含まれる。これに暗躍してこのようになされた人も知っている。言えといへばこで言います。しかし私は、ここは商工委員会だからそこまで言おうとは思いません。相当な金もばらまかれていて、あなたの方では無為替を原則としてやらない、こういうことを何回もこの委員会で言いながら、そういうことを現実許可して入れさすようにしているということはどういうことですか。

○松尾(泰)政府委員 裏面にどういふことがありますが、実はわれわれ存じないのであります。そういうことはないだろうというのを確信しておるのであります。万一そういうことがありますれば、これはわれわれに対してその申請をしたということでありまう。われわれも十分内容を調べまして処置したい、こう思います。そういうようなことが全然なからうということ、またそういうことがあつてはいないということ、非常に時間をかけて審議をしたような次第でありまう。もちろん今申し上げるやうに、

無為替というものにつきましては、経済的に考えますと、金がないし向うから物が入ってくるということはある意味においてはけっこうなことである。無為替を禁止しているという理由は、往々にしてそういう抜け道を利用した行為が行われるので、非常に慎重に取締りをしていくわけでありまう。従いまして原則としては、今申し上げるやうに、あくまで禁止するという建前が望ましいと考えております。若干の例外はもちろんです。うが、そういう場合には、裏面にそういうやみドル等を用いた操作があるかないか、真にそれが申請通りに有効な目的に取り扱われるかどうかを判断して、ごくわずかの例外を認めた、こういうわけでございます。

○佐竹(新)委員 これは局長を責めるのではない、大体においてそういうような事務手続が行われたのは、あなたの前のことだから。大臣を責めるわけでもない。今の大臣は知らない、前の大臣です。要するに正式な書類が通ってきた道は、あなたは中国大使館からそういう書類申請があつたと言われまうが、本國の中国からこちらの大使館、それから通産省、文部省——これは学校の関係——というようになっていくか、この書類は一貫して中国大使館を通じてきているのですか、どうですか、その点は。

○松尾(泰)政府委員 その申請書そのものはもちろん大使館の申請書でございます。いまいせんので、たしか華僑の団体であつたように記憶しておるのであります。しかしながら、中国大使館からこれは学校建設資金の一部に充てるために中国政府が寄贈するものである、こ

れは間違いないという意味の書類が、公文書——もちろん正式の文書でつけて、そういう書類が参つていくわけでありまう。

○佐竹(新)委員 これは中国大使館の中では相当異論があつたのです。それで各所の中国の領事を回つていのです。最後にいつたのは大阪の領事です。その書類が中国大使館を通じてきたときにすりかえられた形になっていく。だから中国大使館で果して大使がこれを認めている公式な書類であるかといふことをもう一度念を入れて調べてもらいたい。もしそれが擬装なものであつたとしたら、どういう責任をとられますか。

○松尾(泰)政府委員 私もそれはどういふ人のサインであつたかといふことは、どうも覚えておりませんが、確かに東京にありまして中国大使館からの公文書であつたと記憶しております。あるいは記憶違いだといけませんので、さつそく調べてみたいと思ひます。

○佐竹(新)委員 この問題はあなたのところの次長の樋田さんに私は再三にわたつて注意したのです。内容をよく知つて注意したのです。これは数百万円の金を使つていふのです。だからそのことのないように注意したいのです。ところが樋田さんは私に向つてどうもこういうものが突然上からきた、どうにもこうにもならぬ、われわれのところでは上から閣議了承で来た以上は、これはどうにもならぬ、通産大臣から言われたのだからやむを得ぬ、われわれは属僚ですから、そういうふうなやれと言われたら、その指示に従わなければならぬ、こういうこと

になつていく。それであなたの方の次長、課の中では、これをやるというところについて相当問題があつた。無為替は原則としてやらない、問題のあるものをやるということについては、課の中で次長さんとかみな反対があつた、相当長い間もめておつた。これが許されたといふことはあなたはどう考へますか。

○松尾(泰)政府委員 確かにいろいろ慎重に審議してやつたことは私も記憶しているのだから、何分私もその問題の当時は通商局長を拝命したとたんでありまして、率直に申しまして、どういふやうな人が動かされたといふことは一向に存じません。筋は十分に通つていく、こういうふうな判断をしたのであります。

○佐竹(新)委員 筋が通つておらぬものを上から押えつけてられて、やむを得ず筋を通した形にしてやられた。こういうことをやられることも、要するに役人が——これが一つの証拠だから私は言うのです。長くおる者はかえなければならぬ、たといそれが大臣であらうがだれであるうが。委員会においてまた通産の行政においても、一たんの建前として無為替輸入は原則としてやらない、こうきめられていふものがこわれる。こわれてこのやうなことができていく。しかもそれは、書類を作るまでに至つたことはこゝでは言わぬが、インキキマンチキなんです。ただ政治的になされたといふだけです。そのやうなことから、行政がまたそういうことになつたりするといふけないから、そこで人事の問題を刷新して、大概のある者をもつてやるやうにしなければいけないのではないかと

を最初に私は通産大臣にお尋ねしたのですが、重ねて申し上げます。この人事の点については、特に通商局の第一、第二の人事交流については通産大臣は相当な決意を持つてやられるお考えでありますかどうか、この際お答え願ひたいと思ひます。

○水田(新)委員 さつきお答え申し上げます。今までの慣習の年限以上には長くなつていふやうな者について、仰せの通り考慮したいと思ひます。

○佐竹(新)委員 輸出入取引に關しての問題でありますから、これ以上こゝでその後に御就任になつた通産大臣であり、通商局長であるから、私は追及いたそうとは思ひません。しかしながらこのやうなことは、一つの原則としてどういふことをやらないと言われておつても曲げられるといふやうなことができておる。従つてその他の外貨割當に關しては非常な情実が行われておる。このくされ縁を断ち切らなければ、正直者がばかを見る。表口から書類をつけて、当然輸入なり輸出をされる、価格も品物もい、そういう者があつたから、そういう人が正直なために運動をしなかつたために、結局割當からおつぱり出される、こういうやうなことがある。私はこゝでどれとどれがそういうケースであるかといふことにならば、みな申し上げてもよろしい。しかしながら私はこれは人事に關する問題だから通産大臣に以上のことを申し上げて、また私的に知らせたくれといふことなら、私的に知らせます。これ以上は申し上げません。しかしながらこゝういふ法律ができて、何と

申しまして、今度は統制が強化される形になってくるわけです。そうすれば、いやが上にも役所の力は強まってくる。強まってくればくるほど、役所

がそういう形になれば、商人が間に介在して——今の全購運の事件がそうです。決算委員会です。その他砂糖の問題、いろいろ教え上げれば裏面はみなよこれてしまつておる。そうしてわれわれみたいな正直者が、十ば一からげにみな国会議員はわるいを取る、こういうようなことにされて、お互いにその間に当選しておる国会議員は国会議員を見ればわるい取り、こういうように国家の最高權威であるところの国会が、いつも国民から指弾されなければならぬことをやるということとは、何といつても官僚行政においてそういう事務を握つておる人が、そういう情実の行政を行うからこういうことになつてくる。だから私は、少くとも外貨の割当については微細にわたつて、まだ實際行われておらぬとかいうことは行政上いろいろありましようが、秘密会でも開いて資料を出して説明されることが親切じゃないかと思う。そういうことはなるべくよけようとする。そうしてどうしても国会を通さなければならぬものだけは、一生懸命頭を下げて、通してもらふように、通してもらふようにといつて頼む。しかし国会が済んでしまつたら代議士なんか知らぬ顔だ、そういうことではいけない。休会中であらうがまた国会の開会中であらうが、国会議員に對してそういうような考え方を持ち、また国会議員にいつも米つきバツタみにたいに頭を下げて仕事を頼まなければ

ならぬということではりつぱな行政はできない。また国民に対しても済まないうい、こういように考えておるものがあります。

次に、これは輸出入関係とは少しはずれますけれども、大臣が出席しておられますから、この際お尋ねしたいと思いますのであります。これは先般も神田厚生大臣にも私は陳情をしておいたものであります。実は今日は非常に鉄資源が不足であります。どうしても外国からくず鉄の輸入をしなければならぬ。しかしながら先般アメリカの方においても、くず鉄の輸出制限をしたかのように新聞には出ている。だから国内にある資源を活用するということがあります。それは、まだ日本の近海には多くの沈船があるのでありますから、これは通産省とは行政管轄は違いますが、大蔵省におきましては、そういうものを許可して早く引き揚げさしたらよろしい。そしてそのくず鉄の回収をして、もって国の基本産業に寄与する、こういうようになされたらよろしいのであります。大蔵省はなかなかやられない。こういうものは国の資源ですから、国がそんなに払い下げ価格を高くとらなくてもいいわけです。特に私の郷里である広島と山口の沖の大島郡柱島というところに、終戦前に軍艦陸奥が自然爆破をして沈んだ。公称三万八千トンと言われた。これが国と揚げおった会社の争い問題になって、いまだごたごたしておりますが、あの中には遺体がある。それで私は神田厚生大臣にお話を申し上げたわけでありませう。私は遺族会の会長から頼まれた。軍艦陸奥があそこで沈みましたときには、武装して南方に出動しようとならぬというのではりつぱな行政はできない。また国民に対しても済まないうい、こういように考えておるものがあります。

するきに、火薬が爆発して沈んでしまつた。ところが終戦後になつて、軍艦陸奥は占領軍の極東海軍には届けられなかつた。南方で沈んだということ、遺骨は南方から援護局を通して郷里の親元へ送られておる。ところが昭和二十三年に、陸奥の引き揚げを極東海軍司令部から当時の建設省、それから代行山口県知事、こういうようにしてきまして、初めてそこで陸奥が沈んでいて、南方から送られた遺骨がにせのものであつたということがわかつたわけであります。そこで遺族はびつくりして、もう数年来にわたつて、この陸奥を引き揚げてもらいたい、そうして遺体の霊を慰めてやつてもらいたいということを言つておるのであります。それがいまだに引き揚げられておらないということは、遺体に対して、死んだ親兄弟に対して、あるいは子供に對して、非常に申しわけないと思う。それで神田厚生大臣は、一日も早くこれを引き揚げるように、事情はいかやうにあつても、国としてはやらなければならぬということ、大蔵省にも交渉されておるはずであります。その後の経過はどのようになっておりますか、知らしていただきたい。

○市瀬説明員 旧軍艦陸奥につきまして、前から陸奥には多くの遺体があるから、すみやかに引き揚げ作業を行うべきであるというお話は承わっておりますが、実はこの陸奥につきましては非常に沿革がございまして、昭和二十三年十一月に、当時軍艦陸奥は特殊物件として建設省所管で、山口県知事が管理しておりまして、その二十三年十一月に、山口県知事あてに、ある会社から払い下げの申請が出たのでござ

います。これは先ほど御質問にありましたように、スクラップの活用の意味で、軍艦陸奥にある搭載物件の引き揚げでございます。艦体ではございませんで、搭載物件だけの引き揚げの申請が許可されたのであります。この申請は許可されませんでしたけれども、この引き揚げを拒まず、艦体の一部を爆破してどんどん引き揚げを開始しておりますので、占領軍からもストップを受けましたし、その後岩国警察からの調査対象になりまして、これをきつかけとして刑事事件が起りました。一方陸奥を管理しております官庁は、その後特殊物件も国有財産として大蔵省が引き受けまして、この問題の善後処理をしているわけでございますが、刑事事件と同時に、当初の契約以上に会社が引き揚げました部分及びそれにかかる損害賠償金の請求に関する民事の訴訟もここにかかっております。実はこの民事の方は、国と引き揚げ会社との問題でございますけれども、刑事の方は、横領事件として第一審、第二審とも国の勝訴となりました。ただいま最高裁に係属になっております。それでですから国有財産を管理しております大蔵省当局としては、もし最高裁でこの引き揚げ会社が敗訴するような場合に、この引き揚げ会社をして陸奥の引き揚げを今後させるということは適当でない、ただし最高裁の判決が会社に白となった場合は、これは引き揚げの相手方としては何ら問題とすべきところはない、こう考えまして、もし白となった場合は、この会社が今後も引き揚げをする可能性がありますあるわけでございます。と申しますのは、会計法に基づく予算決算及び

び会計令臨時特例の第五条の十六号におきまして、「旧陸軍省及び海軍省に属し又は徴備されていた船舶で現に沈没しているものを、当該船舶の管理官の承認を受けてその現状を調査した引揚業者に売り払うときは、随時契約で売り払うことができるというようち条項もありますから、あるいはこの時意契約を適用しなければ、指名競争契約により引き揚げの競争に参加させるという道もあるわけでございます。ただし先ほども申し上げましたように、理事事件が解決いたしませんと、当初の会社社にこの問題を処理させるということとは不可能である。不可能と申しますか、行政上当を得ない。こういう観点から、大蔵省といたしましては、遺体引き揚げの問題もありますけれども、ただいま保留となつてゐる次第でございます。

○佐竹(新委員) 私は、そういう刑事問題がどうだこうだということとは別といたしまして、要するに遺体がある中にある、もう十数年間ほつたらかゝつてある。そういうことを、国とそういう争いのために——今大蔵省の管財の方に移管されたのだから、だからこういふくず鉄の回改の必要などには、それはそれとして——けしからなかつたときは刑事上、民事上の訴訟問題になるが、何もそういうことにこだわらずに、それは八幡製鉄であろうが、富士製鉄であろうが、あるいは日本の有名なサルベージに指名入札にするか、あるいは公入札にするか、あなたの方といたしましては、とにかく一日も早く引き上げて、もつてそれを解体をして、国の産業のために役立たすようにする。その結果においては、南方まで

行つて遺骨を持つて帰るよりも、現に沈んでおるものを引き揚げれば、莫大な鉄の資材ができる。それのみでなく日本近海はたくさんそういうようにまだ沈んだものがある。なかなか大蔵省は手続とか何とかいうことで——こういうものをどんどん回収すればアメリカから別に高いドルで買わなくても、日本の国の近くの海の底に沈んでおるものは大蔵省はただで取れる。ある程度は業者がもうけなければならぬでしょうから、ある価格を出して払い下げらうというが、どんどん申請があつたら引き揚げさせるようにすればいい。

いつも役所というものは一つのものにこだわつて、そうしてそれが国のためになると思ひながらなかなかやられない。私はその点を言つておるのです。だから今あなたの言われたのは一片のいわゆる刑法上の争ひのことで、この中に巻き込まれたくない、それで払い下げはなかなかうまくいかないというふうなことに解するのですが、私はそういうことであつてはいかぬと思う。役所がそういう小さい考え方のもとにやつて国に大きな損をさせてはいかない。私はこれ以上あなたには申し上げようとは思ひません。しかしながら通産大臣に申し上げておきます。通産大臣はよく大蔵大臣、厚生大臣、鉄の方の回収については通産行政に大きな関係があるのでありますから、どうぞ話し合ひされまして、一日も早く解決して、この遺体を浮び上らせるようにやつてもらいたいと思ふのでございますが、どういふふうにお考えでございますか。

○水田國務大臣　そういう問題ですか

ら、政府部内でも十分に話し合つて善処したいと思ひます。

○佐竹(新委員)　私は今ちょっと横道にそれたのですが、この輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、いろいろまだこまかい質問をいたしたいと思ひますが、きょうはちょうどこへ来てからこれをやると言われたので、後日時間がありましたら、もう少しやらしていただくことにして、私の質問を終ります。

○福田委員長　中崎敏君。

○中崎委員　産業の近代化につれまして、そのために一般大衆に及ぼす影響もまた相当広くなつてきたということも言えると思ふのであります。そこで企業が一つの事業を行うに當つて、それが同時に公共の福祉に大きな関係があるという場合において、これに対する考え方、言いかえまして、幾ら企業者の自由を認めながらも、そこにおのづから限界があるんだ、公共の福祉のためにはその企業も適切なところの配慮をすべきである、こういうことは当然のことであると思ふのですが、通産大臣はどういふふうにお考えになるか、お尋ねしたい。

○水田國務大臣　いわゆる鉱害の問題と存じますが、これは最近非常に問題が多くなつてきておるのでございまして、諸方面からこういう鉱害の防止について立法的措置を要するのではないかと御意見が非常に多うございします。私もどうも政府にそれが望ましいというところで、政府部内でも経済企画庁を中心にして、関係官庁がこの問題の検討をたゞいまいたしておりますが、水質汚染の問題が一番鉱害の中でも現在問題が多いのでござい

す。これにつきましては、立法でいろいろ防止策を講ずるということになりますと、基準の問題というようになりが立法上は一番重要な本質問題になります。この点につきましては、自治庁もまだ十分研究が足りない、こういうことで立法措置の点について研究がまだ十分できなくて、今関係官庁で検討中でございます。しかしそれを待つていられないということで、汚水の処理施設だけはとりあえず国としても考えなければならぬ。この処理施設は個々の中小企業ではやれませんし、大企業は自分の力でやれますので、そういうところについては、金融の方法を政府は特に考えるという処置をとつておりますし、中小企業だけでやれないというところは、地方団体になるだけやつてもらう、その場合には国が助成金を出すというふうな方法で、とりあえずの問題としては処理施設によつて解決するというところに重点を置いていただい

やつておるところでございます。

○中崎委員　ただいま通産大臣は鉱害に関する問題を一応取り上げられておつたようでありますが、この鉱害については、御承知の通り、一般の鉱業については鉱業法があり、それから石炭については臨時鉱害復旧法があるいは特別の措置法と二つがあつて、不十分であるが、一応そういう問題に取り組んで、政府はある範囲において、ただ単なる企業者が賠償、復旧等の責任に尽するばかりでなく、国家もさらに手をかして、阿々相待つてこの責任を果しておることになつておるのであります。今お話の廃液、ことに問題となつておりますのはパルプ廃液で、これは莫大な化学処

理による有害な廃液を流す。これがために河川並びに海において魚族並びに海産物等が致命的な打撃を受けて多くの漁民はその生活を根柢から脅かされてゐる、こういうことが全国至るところで起つておるのであります。過去のもとは別として、ここ二、三年來というものには各地に相当大規模な近代設備を持ったパルプ工場が新設あるいは増設されて、これがためにますますその被害が大きくなつておるのであります。

これに対して関係各省間においていろいろ検討を加えておるが、実際においてはなかなか基準が出にくいので、とりあえず汚水処理の設備だけについて政府の方で措置するということを考へてゐる、こういう御答弁であつたようでありまして、こうした問題は十數年來の問題であり、しかも鉱山については一応賠償並びに国家補償の建前が買かれてゐるにもかかわらず、一番広範な影響を持つところのパルプの問題については今日まで手をつけられていない、私はむしろここに非常に大きな問題があるのではないかと思ふのであります。

この問題は十數年來の懸案であり、農林省あたりでは熱心にこの問題と取つ組んで、法的措置を講ずべきであるという考へを持つておるにもかかわらず、主として通産省の根柢に反対によつて、今なおこの問題が目の目を見えていないというために、非常に大きな社会的な弊害、害悪が残されておる。それで単に今のような処置だけでこの問題が一体解決つくとお考えになつておるのかどうなのか。たとえはこの間も農林水産委員会においてこの問題が取り上げられたのであります

が、そのときに林野庁、水産庁の責任者が言うには、現在の技術的な水準といひますか技術的な力では、どういふ設備をしてもこの汚水を完全に防止するわけにはいかない。依然として相当の汚水が流れて、そして魚族や海産物に影響はあるということまで言えるのだ。こういうことになつておるのだ。通産大臣はその点もお認めになるのかどうか。そして今度新しい設備をさせるとして、どの程度これによつて汚水を食い止める、そして漁民等に対する場合もあり得るのであります。が、主として一番大きいのは漁民でありまして、それに対するところのその大きな犠牲といふものを、どの程度において食い止めることができるかと考へになつておるかを尋ねたいのであります。

○水田國務大臣　ただいま工業試験所を中心にして、それらの問題についての研究をやつております。と同時に実態調査もやつておりますが、それによつてどうしても公けの害を防ぎ得ないといふようなことであります。ならば、やはり最後は石炭について、そのほかについて行われてゐることと同じような国の責任というふうなものも考へた一つの防止法というふうな立法措置まで進めなければ、根本的には解決できないだらうと私自身は考へていますが、しかし法律によつて云々ということになりますと、基準のきめ方によつては実際に運用できないものになつてしまふので、この法律がほんとうに運用できるためには、この種の問題はどうしても基準といふものについての検討がもう少し進まなければ實際

の効果は上らないというふうに考えますので、もっぱらこの点を中心にして企画庁、私の方の工業技術院、そこらを中心は今検討しているところでございますので、その間はさつき申しましたように、もともとそれが害がないように処理するという方向の研究がうまくいき、その施設が進めばある程度の害が防げるのだからというので、ただいまそちらの方に力を入れているところでございます。

○中崎委員 先ほど申し上げましたように、幾ら現在の日本の技術程度においてあれだけ莫大の廃液がどどんと流れておる、ごく少量のものならいろいろ装置等に金をかけて、相当研究された装置によって食いとめられるかもしれない。それだけ莫大な、一分間に何石というようなおそろしいところの苛性ソーダとか何かによって処理された廃液がどどんと流されるのだから、これを中和して、そしてその中和したところの残滓、かすだけを食いとめることにするというでなければ、実際ににおいては莫大な費用がかかる。勢い採算までもとれぬというふうな問題等もあって、なかなか実際に処理できないのじゃないか。苛性ソーダみたいな、ああいうふうなものが海に流れるのだから魚が生きていけない、これは当然のことだと思ふのでありますが、それをなくするということになる。と何で濾過するかといえ、水に完全に溶け込んだものだから徹底的に酸性処理か何かで中和しなければ、被害のないものにならぬということが考えられる。幾ら濾過してみてもどうして、溶け込んだものは処理できないのだから、われわれ常識的に考えて

みても、そう簡単にこの問題が解決がつくとは思われない。そうすると現実にはやはり一日々漁民というものが——しかも大きな資本家ならばどどん別の海へ行って、そうして魚をとってきて生活の脅威は感じないけれども、沿岸の土地についておいて、魚が来るのを待っておいてそれをとって生活しておる、たとえば島根県の益田市において、この間も漁民と市当局との間に非常に大きな騒動が起った。それでも警察庁において十人も漁民のそうした人を逮捕して、そして問題が非常に大きな問題となつて、いがみ合ひのような状態にある。自分の生活を脅かされてもうその日から生きていけない、こういう不安を感じるものに、国家的に何らこれに対する措置が講ぜられていない。大きな資本家が一部の漁民と結託して、そうして今度はそういう漁民の生活を無視して、しかも意向も無視して一方的に工場をそこへ持つてきて建てよう。結局において自分の生活を守るためには実力をもってやるほか方法はない、生きていく道がないというところ、追ひ詰まられて、そうしてその漁民がどこまでも自分たちの納得のいくような方法で一つ処理してもらいたいというところを市長やあるいは市会の方局に対して申し出をしても、なかなかそれを取り合ひない、一方的にどどんと資本家と話し合ひをして進めていくというふうなことで、ついに激高してそういうふうな不祥事が起つたわけなのでありますが、こういうふうな現実の問題となつておる。それをどういうふうな処理するかという事です。基準がないからと言われるのでありますが、私は基準はあ

り得ると思う。それはどういふことかというところ、設備はこれで十分だといふところのあらゆる措置を講ずることは当然のことなんです。第二にはどうするかというところ、それでもなおかつ起つてくるこの損害を賠償する、これは当然のことである。それをだれが賠償するかというところ、原則的には企業家がこれを——利潤を追求するところの、事業を営むところの企業家が損害を賠償するといふことは当然のことである。その損害はどういふ範囲で一体計算するか、損害算定の基準は一体何かというところになると、これはほんとう言つて全国各地でこの問題が起つておる、多数の漁民がやられておるという事例もある。だからここにもたえば新しい工場を誘致する場合において、一体通常の場合においてこの漁獲高は幾らあるのか、これによる漁民の生活の基準は収入がどれくらいあるのか、この廃液を流すことによつてどの程度の被害を受けるのか、すなわち魚族なりあるいは海産物なり、これがどの程度減収になつてきたのか、これはその一年だけではわからぬかもしれない、長い間の統計と他の地にもそういうことがたくさんあるのだから、それを水産庁においても当然調査をして、ちゃんと資料を持つておるべきだと思ふ。今日までその資料がないというものは全く政府の怠慢である。これは果において、当然そうしたようなものの資料を十分に整備しておく責任がある。そうしてその結果あらゆる科学的な基礎の上に立つて、これだけの損害が廃液を流すことによつて起つたんだ、こういう計算が出る。それをまずやつて、さらに今度は別に、一

応そういう廃液を流されても、他の措置等によつてこの損害を食いとめるような施設を個別にやる。直接その工場に備へつけるばかりでなく、たとえばパイプをずっと沖まで、遠方まで出して、その廃液の流れるところが沖の方に行つた場合には沿岸に対する被害も割合少いから、そういうふうな措置もやらせるとか、そうしたような方法によつて、そしてなおかつ客観的に算定し得る基準といふものはある。ありとあらゆるものにみんな損害がある。その損害がどの程度かといふことは裁判によつても当然きめなければならぬのだが、一般に大きな行政措置として一応の基準は出される。出そうとしないから出ないものであつて、ほんとによつて金額が高いか安いかは、それによつて金額が高かろうと低かろうと出る。そうして適正な金額の話し合ひということもできる。県知事にある程度の権限を委託して、そうしてその範囲においてやらせることもできる。であるから基準がないといふことは、どうして私はわからない。ありとあらゆるものは損害がある。その損害をどうして算定するかといふことが、できぬといふことはあり得ないと思ふ。それでであるがゆゑに問題をほつたらかしにして、現在漁民がこういう工合に困つてゐる、しかも何万人、何千人の家族を控えて、その人たちが食ふことができないといふ状態です。転業して何でできるかといへばできやしない。一つの大きな資本家が自分の利潤追求のためにそれだけの犠牲を払わせて、それでなおかつほおかふりしておる、こういうことはあり得ないと思ふ。そういう

ことをなぜ一体政府がほつたらかしておくのか。今度の中小企業団体法でもそうだ。中小企業者の利益を守るためだといふので、憲法違反だと言われる強制加入まで押しつけておいて、それのような何ら罪のない漁民が、ただ他から圧迫を受けて、利潤追求のための大きな犠牲となつておる。一人や二人ならまだいいけれども、何万人といふものの生活が脅かされるような場合、これをほつておく理由がどうしてもわれわれにはわからない。であるから、この際通産省も、そういうふうなものは当然のことなんだという考え方の上には立つて、すみやかに適切な措置を講ずる。幸い今経済企画庁を中心に通産省、農林省、建設省、厚生省あたりが関係しているいろいろな問題を討議しておるというのだから、むしろこれは閣議において、積極的にこういう方向で国家的にも取り上げる。そうでないと、逆に今度は、漁民の生活を脅かすばかりじゃない、事業をやろうとする人も、おれたちの生活がこんなに脅かされているのに、企業も不誠意きわまるし、政府の方もかまっておられないといふことならわれわれは事業をやられちゃ困るというところで猛烈な抵抗が起る、そうすると勢い企業も円滑にいかない、お互いに困るということになる。であるから、すみやかにその両者の立場に立つて公正な取扱いをするといふことになれば、むしろ通産省は積極的に、それは当然のことじゃないか、社会正義の上に立つても、あるいは憲法の当然の精神からいつてもこれは適正な措置をすべきものであるといふ考え方の上に立たれたら、この問題

は一へんに解決すると思う。であるから、一つ通産大臣は閣議においても——建設大臣も多少、賛成していないというのでありますが、ダムなんかの問題についても、やはり今のダムを作る、水が流れなくなる、魚がいなくなるというふうな問題にも関連してくるのでありまして、これとても、大資本家がこれによる被害を適正に補償するのは当然のことなんだ。だから建設大臣も通産大臣も、こうしたことについてほんとうに国家、社会的な観念に立って、いわゆる正義の上に立って考えられたら、問題は一挙に解決できると思う。どうですか、その点についてのお考えをお尋ねしたい。

○水田國務大臣 従来のやり方は、設備の許可に当って、鉱害の発生する企業につきましてはそれぞれ建設についての基準があつて、これを防ぐような措置をとらせるといふようなことをやつて、なおかつそれでもいろいろ問題が起る場合には、その地方との補償の話し合いをさせるというところで実際問題としては今まで切り抜けてきておりますが、工業がどんどん近代化してきて複雑化するに従つて、一企業ではなくて、一地域にその種の数企業が集中してくるといふような問題になってきますと、公害はもつとひどくなる。その場合にどういふ補償をさせるかといふような問題になると、どうしても一定の合理的な基準を持たなければ、企業自身が成り立たないという問題を起しますので、そういう点についての基準をどうきめて解決するかというところが焦点でございますので、こういう点を至急関係庁で作つてから、国としては本格的な措置とかそういうものに

踏み切りをつけていきたいということ、今準備をしているところでございしますが、なるたけそういう問題についてわれわれの研究を早く進めたいと考えております。

○中崎委員 たとえばかつて足尾方面における鉱毒事件とか、あるいは石炭の場合においては炭鉱の鉱害問題とかということがあつて、これが非常に騒がれる一つの問題になる。そこでそういう問題は、不十分ではありながら現実に一つのルールを確立して、そういうものについて国家まで手をかして復旧をして、すみやかにその状態になるようなところまで進んできている。ところがどうしたことか知らぬが、漁民は零細であり、政治力が弱いということ、その被害は今の例の鉱害の場合よりもはるかに大きいにかかわらず、一切目をつぶられて取り上げられていない、こういうところに問題がある。一つは、これは漁民に関するところで通産行政の外であるといふふうな考え方の上に立つて、これを軽視されるのか、まますばいにかされるのか、どうもそうしたところにも原因があるのではないかといふような気がするのだが、通産省においてはそういう考え方があるのかどうか、これは今後の解決の上に一つの資料となるわけでありまして、から、あわせてお尋ねしておきたい。

○水田國務大臣 そういう考えは全くございせん。

○中崎委員 それでは一つ今の鉱業法とか特別鉱害復旧臨時措置法とか臨時石炭鉱害復旧法とかいふふうなものに準じて、すみやかにこの立案の方向に進むのだ、少くとも次の期あたりは経済企画庁を中心に一つ推進をするとい

うようなことを、関係関係の間でも申合せをするといふぐらゐな熱意を持つてせられるのかどうかお尋ねしたい。そうでないと社会党としては、一つ単独立法として、議員立法として出すべきであるといふ考え方もあるので、これはあるい社会党の方が先に出るかも知れませんが、それよりも前に、これは当然政府の責任において処理すべきものだと思つておられますので、その決意のあるところを明らかにしてもらいたいと思う。

○水田國務大臣 この問題は与党におきまして、もう二、三年前から研究しておりましたし、従つて政府もそういう方向で関係省で検討を進めている、こういうことになっておりますので、将来私どもはどうしてもそういう方向で解決しようと思つております。

○福田委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は明十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和三十三年五月十八日印刷

昭和三十三年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局